

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目		(国税・地方税(自動連動)) (所得税:外、法人税:義)(国税 17) (個人住民税:外、法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税 23) <b>【新設・拡充・延長】</b>
3	租税特別措置等の内容		<p><b>【要望事項】</b> 適用期限を2年延長する。</p> <p><b>【制度概要】</b> 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。</p> <p><b>《関係条項》</b>  <b>所得税</b> (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5)  <b>法人税</b> (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)</p>
4	担当部局		医薬・生活衛生局生活衛生課
5	評価実施時期及び分析 対象期間		評価実施時期:平成 29 年 8 月 分析対象期間: 平成 26 年度～31 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		<p>平成 15 年度 創設</p> <p>平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で2年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで)</p> <p>平成 20 年度 2 年間の延長(平成 22 年 3 月末まで)</p> <p>平成 22 年度 2 年間の延長(平成 24 年 3 月末まで)</p> <p>平成 24 年度 2 年間の延長(平成 26 年 3 月末まで)</p> <p>平成 26 年度 2 年間の延長(平成 28 年 3 月末まで)</p> <p>平成 28 年度 従業員 1,000 人以下の事業者に限定し、2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで)</p>
7	適用又は延長期間		平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで(2 年間)
8	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業は我が国の雇用の 7 割を支え、地域活性化の中心的役割を担う重要な存在である。平成 30 年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中で、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進すること」、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報</p>

		の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと」とされている。
	② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、増進を図ること
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上が図られたと判断される指標として、特に経理人員が少ない小規模企業(従業員数20人未満の企業での経理人員は1.1人と、中小企業全体平均を下回ることから従業員数20人未満の企業を小規模企業とする。)をメルクマールとする。 個人事業主に関しては、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。 また、法人に関しては、中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達について、延長適用期間(平成31年度末まで)での達成を目指す。  《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)での従業員20名未満の事業者におけるパソコン利用割合 法人:中小企業庁が実施するアンケート調査での従業員数20名未満の企業におけるパソコンの利用割合
		《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業、とりわけ規模の小さな企業では、資金調達環境が厳しく、新規顧客の開拓も困難な一方で、経理担当の人員が少なく適切な経営状況の把握もままならない状況にあり、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本措置により、減価償却資産管理などの納税事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等事務の効率化に資する設備投資が促進されることにより、経理担当人員が少ない中小企業でも、必要な時期に、より正確な経営状況の把握を可能とし、事業見通しの分析や財務諸表の信用力を向上させることによって、資金調達環境の改善や新規顧客の開拓に寄与し、中小企業の活力向上が図られる。
9	有効性等	① 適用数等  【適用社数】 平成26年度:504,568社 平成27年度:489,992社 平成28年度:506,652社 平成29年度:523,878社 平成30年度:541,690社 平成31年度:560,107社  【適用総額】  平成26年度:2,851億円 平成27年度:2,768億円 平成28年度:2,862億円 平成29年度:2,951億円

		平成 30 年度:3,060 億円 平成 31 年度:3,164 億円					
【本措置の利用業種】(平成 27 年度)							
	業種	建設業	製造業	運輸通信公益事業	卸売業		
	割合 (%)	18.2	14.9	3.5	8.0		
	業種	不動産業	料理飲食旅館業		サービス業		
	割合 (%)	7.7	4.7		その他		
	28.8						
	1.6						
出典:「租税特別措置の適用実態の調査に関する報告書」							
② 減収額	(単位:億円)						
		法人税	法人住民税	法人事業税			
	平成 26 年度	273	35	110			
	平成 27 年度	265	34	106			
	平成 28 年度	274	35	112			
	平成 29 年度	283	37	116			
	平成 30 年度	293	38	121			
③ 効果・税収減を是認効果	平成 31 年度						
	303						
	39						
	122						
	出典:「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を基に試算した減収額(実績推計)」						
	※平成 28 年度以降については、3.4%(平成 25 年度～27 年度までの適用者数の平均増加率)ずつ増加していくものと推定。						
《効果》							
中小企業におけるパソコン利用状況は、本制度創設時と比べて一定の改善が見られる(※)。しかし、中小企業は、消費税率の引上げや円安による輸入価格上昇の影響等、業績見通しが立てにくい中で、全体として設備投資が抑制される傾向にあることから、目標達成には至っていない。							
なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本措置を利用した中小企業のうち、約半数がパソコンを取得している。また、情報機器や事務処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本措置を利用した中小企業の約7割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。							
※中小企業全体におけるパソコン利用割合の状況							
個人事業主:平成 28 年:31.6%(対前年比 +0.4 ポイント)							
法人:平成 29 年:84.7%(対前々年比 +1.7 ポイント)							
(出典)							
個人事業主:「個人企業経済調査」(総務省)							
法人:「中小企業アンケート調査」(中小企業庁)							
《税収減を是認するような効果の有無》							
減収額と達成目標の実現状況との対比							
④ 税収減を是認する効果	年度	減収額(億円)	個人事業主(従業員数 20 名未満の事業者におけるパソコンの利用割合)(%)	法人(従業員数 20 名未満の企業におけるパソコンの利用割合)(%)			
	20	520	28.5	75.1			
	22	164	27.6	64.9			
	24	242	30.8	70.0			

			<table border="1"> <tr> <td>27</td><td>265</td><td>33.0</td><td>83.0</td></tr> <tr> <td>29</td><td>303</td><td>31.6</td><td>84.6</td></tr> </table> <p>本措置により、従業員 20 名未満の法人、個人事業主のパソコン利用割合はともに上昇傾向にあり、中小企業において事務負担軽減、事業効率の向上等が図られた結果、労働生産性が向上し、中小企業全体の労働生産性を向上させることができることが定量的に確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・回帰分析による定量分析 少額特例利用額が 1% 増加すると、労働生産性が 0.11% (※) 増加する。</li> </ul> <p>(※)「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)の本特例措置利用データから重回帰分析。</p> $\text{LN}(\text{労働生産性(売上高／従業員数)}) = 3.89 + 0.11\text{LN}(\text{資本ストック／従業員数}) + 0.11\text{LN}(\text{少額特例利用額／従業員数}) + 0.22D(\text{建設業}) + 0.03D(\text{製造業}) - 0.08D(\text{情報通信業}) - 0.07D(\text{運輸業}) + 0.45D(\text{卸売・小売業}) + 0.37D(\text{不動産業}) - 0.12D(\text{飲食業}) - 0.15(\text{宿泊業}) - 0.41D(\text{教育・学習支援業}) - 0.08D(\text{その他サービス業})$ <p>(備考)補正R2=0.32</p>	27	265	33.0	83.0	29	303	31.6	84.6
27	265	33.0	83.0								
29	303	31.6	84.6								
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、減価償却資産管理などの納稅事務負担の軽減、事務の効率化による中小企業の活力向上を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で、事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本措置は租税特別措置によるべき措置である。								
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業の納稅事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。								
		③ 地方公共団体が協力する相当性	中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域活性化の中心的な役割を担っている。本措置により、そうした中小企業の納稅事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。								
11	有識者の見解		—								
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 27 年 8 月【経産 16】								